



# 熊本県公報

第 1 2 6 1 9 号  
平成 29 年 5 月 9 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… ( “ ) 2

### 公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( “ ) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( “ ) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( “ ) 4
- 狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の  
実施…………… (自然保護課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7

### 登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催  
…………… (熊本県明るい選挙推進協議会) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 5 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人玉寿会	デイサービスセンター立願の森	玉名市立願寺 6 2 3 - 1	平成 2 9 年 5 月 1 日	通所介護

### 熊本県告示第 5 3 6 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。  
平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人玉寿会	デイサービスセンター立願の森	玉名市立願寺 6 2 3 - 1	平成 2 9 年 5 月 1 日	介護予防通所介護

### 熊本県告示第 5 3 7 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 9 年 4 月 2 8 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	美人妻覚醒 破られた貞操 (オーピー) ヘルパーの時間 助平な訪問 (新日本映像) 昇天の代償 あなたのいない夜 (オーピー) あぶない不倫 奥さんの前で (新東宝) 巨乳 v s 巨根 ~倒錯した塔愛~ (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 5 3 8 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
合同会社悠久 球磨郡多良木町 大字久米 1 4 7 2 番地 1	グループホーム 花みずき 球磨郡多良木町大 字久米 1 3 2 5 番 地	4 3 1 1 0 0 3 1 0	平成 2 9 年 5 月 1 日	認知症対応 型共同生活 介護

**熊本県告示第 5 3 9 号**

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
通所支援事業所 ぺんぎん 天草市本渡町広 瀬 4 5 8 番地 1 8	医療法人 こころ 八代市豊原下町 3 3 2 5 番地 1 荒木 幹太	平成 2 9 年 5 月 1 日	4 3 5 3 0 0 0 1 2 0	指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

**熊本県告示第 5 4 0 号**

次のとおり児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 1 9 第 2 項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
第三パステール 人吉市西間上町 字永野 2 3 4 5 番地 1	有限会社パステール 球磨郡錦町大字一武 2 6 5 9 番地 2 4 星原 光典	平成 2 9 年 4 月 3 0 日	4350600021	指定児童発 達支援、指 定放課後等 デイサービ ス

## 公 告

## 熊本県公告第 2 7 2 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	南関西地区（墨摺川工区）	平成 2 3 年 9 月 2 7 日	平成 2 8 年 3 月 3 0 日	熊本県

## 熊本県公告第 2 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下 1 0 2 1 番 1、同 1 0 4 9 番、同 1 0 5 0 番 1、同 1 0 5 0 番 2、同 1 0 5 1 番 1、同 1 0 5 1 番 7 及び水路の一部  
4, 8 0 3. 6 5 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下 1 0 2 1 番 1  
社会福祉法人こころ

## 熊本県公告第 2 7 4 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 5 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
坂口 信行	葦北郡津奈木町千代	葦北郡津奈木町大字千代字上川内 9 0 6 番 1 ほか 1 筆
坂口 信行	葦北郡津奈木町千代	葦北郡津奈木町大字千代字上川内 9 0 3 番 1 ほか 1 2 筆

## 2 申請年月日

平成 2 9 年 4 月 2 4 日

## 熊本県公告第 2 7 5 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 5 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮川 安明	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字後田 1 4 1 0 番ほか 2 筆
井上 良治	上益城郡甲佐町西寒野	上益城郡甲佐町大字西寒野字大祇 7 0 番

農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田 2 1 6 7 番ほか 1 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田 2 1 2 5 番
農事組合法人やまいで	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字野添 1 5 0 8 番 1 ほか 1 0 筆
株式会社マルカマ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡 8 3 5 番 1
山口 勇一	阿蘇市波野新波野	阿蘇市波野大字波野字兵曾雲 3 5 6 6 番
山内 市男	阿蘇市的石	阿蘇市跡ヶ瀬字南石前 3 7 5 番 1 ほか 6 筆
佐藤 和美	阿蘇市黒川	阿蘇市一の宮町宮地字南水ノ本 6 2 4 6 番ほか 4 筆
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字村中 3 9 6 番 1 ほか 3 筆
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字横溝 1 4 6 6 番 1
中村 和章	阿蘇郡南阿蘇村一関	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字駒比 1 1 7 7 番ほか 1 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 4 月 2 7 日

**熊本県公告第 2 7 6 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 5 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉南方字塘添 8 0 0 番ほか 4 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 4 月 2 7 日

**熊本県公告第 2 7 7 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 5 月 9 日から同月 2 2 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口 5 7 2 番 1
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上 4 2 5 番 1 ほか 2 筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上 3 6 5 番 1
宮崎 浩明	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口 5 8 2 番
白谷 康広	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上 4 8 8 番 1
生田 敦士	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字深水字小園 1 6 1 8 番

		ほか 3 筆
白石 悌二	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上 8 2 0 番 3 9 ほか 2 筆
津川 正記	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1 3 0 5 番 9
東 吉次郎	人吉市東間上町	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上 8 2 2 番 1 6 ほか 2 筆

2 申請年月日  
平成 29 年 4 月 28 日

**熊本県公告第 278 号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条並びに第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定により、平成 29 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成 29 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20 歳に満たない者（網・わな猟に限り 18 歳に満たない者）
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者

- ア 統合失調症
- イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。
- ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までのいずれかに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第 2 項第 1 号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
  - ア 狩猟に関する知識試験  
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
  - イ 狩猟に関する適性試験  
視力、聴力及び運動能力について行う。
  - ウ 狩猟に関する技能試験  
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。
- (2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容
  - ア 狩猟に関する適性検査  
視力、聴力及び運動能力について行う。
  - イ 狩猟に関する講習  
法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表 1 のとおりとする。
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表 2 のとおりとする。

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先
  - ア 熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
  - イ 熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課
  - ウ 熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
  - エ 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課
  - オ 熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課
  - カ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
  - キ 熊本県県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
  - ク 熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課

ケ 熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課  
 コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課  
 サ 熊本県環境生活部環境局自然保護課  
 シ 一般社団法人熊本県猟友会

(2) 申請書類の提出先

ア 狩猟免許試験

(ア) 第 1 回から第 4 回までの狩猟免許試験の場合  
 申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林  
 保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活  
 部環境局自然保護課）とする。

(イ) 第 5 回及び第 6 回の狩猟免許試験の場合  
 熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習  
 原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林  
 務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局  
 自然保護課）とする。ただし、平成 29 年 9 月 3 日実施に係る分については、熊  
 本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日  
 の 10 日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験

- (ア) 狩猟免許申請書 1 部
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0  
 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの） 1 部
- (ウ) 1 の（2）から（4）までに該当しない者である旨の医師の診断書  
 1 部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1  
 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出するこ  
 とにより、これに代えることができる。）
- (エ) 82 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部

イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習

狩猟免許有効期間更新申請書 1 部

ア（イ）から（エ）までに掲げる提出書類等

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の規定に基づく手数料とし  
 て、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。  
 ア 狩猟免許申請手数料 5,200 円（既に網猟、わな猟、第 1 種銃猟又は第 2  
 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者に  
 あっては、3,900 円）

イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900 円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
- (2) 不明の点は、4（1）アからサまでの各請求先に問い合わせること。
- (3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、  
 ご注意ください。  
 （例）県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第 1 回試験	平成 29 年 7 月 8 日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第 2 回試験	平成 29 年 7 月 23 日（日）	熊本県庁本館地下大会議室
第 3 回試験	平成 29 年 8 月 5 日（土）	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第 4 回試験	平成 29 年 8 月 26 日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室
第 5 回試験	平成 29 年 12 月 9 日（土）	熊本県宇城総合庁舎大議室
第 6 回試験	平成 30 年 1 月 28 日（日）	熊本県庁本館地下大会議室

別表 2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成 29 年 6 月 24 日（土）	甲佐町生涯学習センター「輝ホール」
平成 29 年 6 月 25 日（日）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成 29 年 7 月 1 日（土）	熊本県宇城総合庁舎大会議室

	熊本県菊池総合庁舎大会議室
	芦北町民総合センター
平成 29 年 7 月 2 日 (日)	熊本県庁本館地下大会議室
平成 29 年 7 月 9 日 (日)	熊本県玉名総合庁舎大会議室
	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
平成 29 年 7 月 15 日 (土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成 29 年 7 月 22 日 (土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成 29 年 7 月 29 日 (土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成 29 年 9 月 3 日 (日)	熊本県庁本館地下大会議室

熊本県公告第 279 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹崎 裕貴	熊本市南区江越	熊本市西区中島町字下割 1 6 2 2 番 1 ほか 1 2 筆
梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町	熊本市西区池上町字餅嶋 1 0 4 9 番 1
杉本 幸介	熊本市西区河内町東門寺	熊本市西区河内町東門寺字亀ヶ原 8 7 4 番 1 ほか 6 筆
杉本 武	玉名市寺田	熊本市西区河内町東門寺字墓崎 6 9 5 番
森田 昇	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田町字年神 1 3 1 6 番ほか 4 筆
渡辺 義治	熊本市南区御幸笛田	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本 1 2 4 1 番・1 2 4 2 番合併 2
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字野口 5 7 2 番ほか 1 5 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字五郎丸 3 9 9 番ほか 4 6 筆

2 認可年月日

平成 29 年 5 月 2 日

登載依頼

熊本県明るい選挙推進協議会公告第 1 号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成 29 年 5 月 9 日

熊本県明るい選挙推進協議会  
会長 日 吉 純 夫

- 開催日時  
平成 29 年 5 月 23 日 (火) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 13 階 展望会議室
- 議題  
(1) 平成 28 年度下半期の事業実施状況報告について  
(2) 平成 29 年度明るい選挙推進事業計画 (案) について  
(3) 平成 29 年度明るい選挙啓発作品コンクール (習字) の題材について
- 傍聴の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）  
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 0 4（ダイヤルイン））